

吸収合併に関する事後開示書面

2025年10月 1 日

サンケン電気株式会社

2025 年 10 月 1 日

吸収合併に関する事後開示書面

埼玉県新座市北野三丁目 6 番 3 号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長 CEO 高橋 広

当社は、株式会社パウデック（以下「パウデック」といいます。）との間で締結した 2025 年 8 月 13 日付吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、パウデックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する事後開示事項（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2 吸収合併消滅会社における手続の経過

（1）会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

パウデックの株主から、会社法第 784 条の 2 に定める吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

（2）会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社はパウデックの発行済株式の 100%を保有する完全親会社であったため、会社法第 785 条の規定に基づく手続を実施しておりません。

（3）会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

パウデックは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第 787 条の規定に基づく手続を実施しておりません。

（4）会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

パウデックは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 22 日、官報に債権者に対する公告を行い、かつ知れている債権者に対し催告をいたしました。同条第 1 項に定める異議を述べた債権者はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における手続の経過

（1）会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から、会社法第 796 条の 2 に定める吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

（2）会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 8 月 22 日、株主に対して公告を行いました。なお吸収合併存続会社である当社において本合併は会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併であるため、当社の株主からの株式買取請求はありません。

（3）会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 22 日、官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項に定める異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、パウデックが保有する資産、負債及びパウデックの権利義務の一切を承継しました。

5 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

パウデックが会社法第 782 条第 1 項の規定によりその本店に備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除きます。）は、別添のとおりです。

6 吸収合併に係る会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 10 月 3 日(予定日)

7 その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

【別添】

吸収合併に関する事前開示書面

2025年8月22日

株式会社パウデック

2025 年 8 月 22 日

吸収合併に関する事前開示書面

栃木県小山市若木町一丁目 2 3 番 1 5 号

株式会社パウデック

代表取締役社長 成井 啓修

当社は、2025 年 8 月 13 日、サンケン電気株式会社（以下「サンケン電気」といいます。）との間で、吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、当社を吸収合併消滅会社、サンケン電気を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関する事前開示事項（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙 1 吸収合併契約書のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

本合併に際しては、当社の株主に対しては存続会社であるサンケン電気の株式その他の資産の割当を行わず、また、本合併によりサンケン電気の資本金及び準備金は増加しませんが、いずれについても、サンケン電気は当社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4 新株予約権の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

（1）吸収合併存続会社についての事項

ア 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

イ 吸収合併存続会社において、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社において、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6 債務の履行の見込みに関する事項

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産の部及び負債の部に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後におけるサンケン電気の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。両社の財務状況からして、本合併の効力発生日以降も債務の履行の見込みがあると判断しております。

以 上

【別紙 2】

吸収合併存続会社についての直近事業年度に係る計算書類等

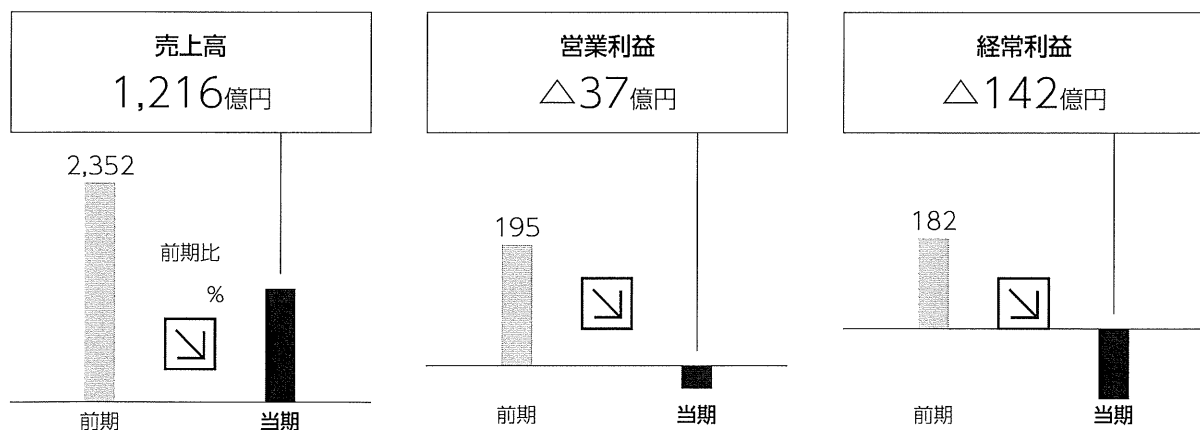
事業報告 2024年4月1日から2025年3月31日まで

1 当社グループの現況に関する事項

1. 財産及び損益の状況の推移

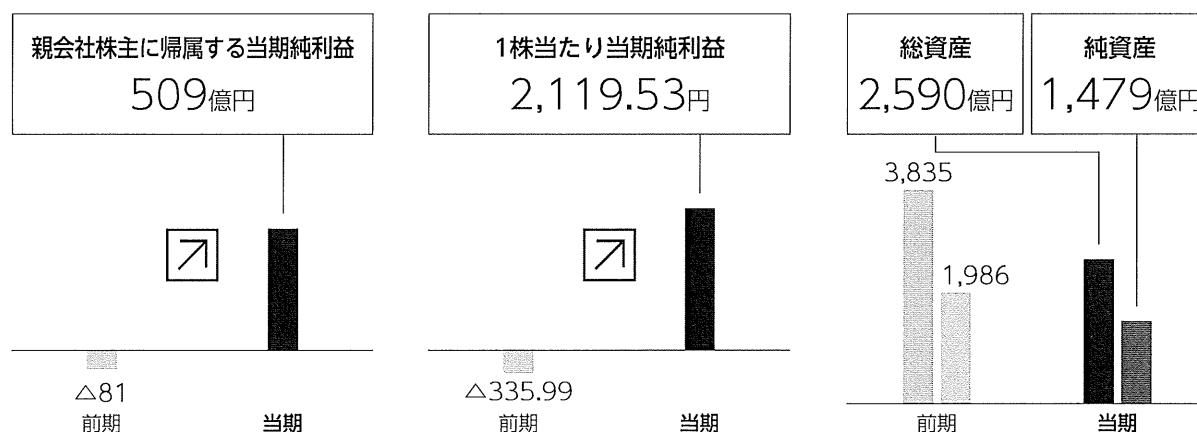
区分	2020年度 (第104期)	2021年度 (第105期)	2022年度 (第106期)	2023年度 (第107期)	2024年度 (第108期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	156,795	175,660	225,387	235,221	121,619
営業利益 (△損失) (百万円)	△1,198	13,720	26,156	19,539	△3,788
経常利益 (△損失) (百万円)	△3,406	13,700	27,229	18,246	△14,276
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	△6,952	3,204	9,533	△8,112	50,934
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△287.96	132.79	394.87	△335.99	2,119.53
総資産 (百万円)	233,673	244,732	301,951	383,591	259,067
純資産 (百万円)	113,250	137,404	173,195	198,619	147,928

(注) 1株当たり当期純利益(△純損失)は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により算出しております。



2. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、新たにスタートした2024年中期経営計画（以下、「24中計」）の初年度に当たりますが、2024年1月に発生した能登半島地震によって被った大きな損失からの立て直し期間と決めました。そのため、震災に起因する分配可能額欠損の早期解消を図るためのコーポレートアクションを実行しました。2024年8月には連結子会社であったAllegro MicroSystems, Inc.（以下、「アレグロ」）株式の一部を売却し、得られた資金については、24中計期間での資金需要、財務体質の抜本的な改善等の計画を立案しました。また、連結子会社であったPolar Semiconductor, LLC（以下、「P S L」）を米国籍のファンダリ企業とすることを目的とした第三者割当増資を2024年9月に完了いたしました。この第三者割当増資において、アレグロ株式の一部売却によって得られた資金の一部について、P S Lへの支援金として拠出しました。一連のコーポレートアクションにより、アレグロは持分法適用関連会社となり、P S Lは直接出資から投資会社組成によるリミテッド・パートナーシップ（以下、「L P S」）を通じた間接出資に切り替わり、それぞれ連結対象から除外されました。この様に、2025年3月期は、当社が大きく姿を変える年度となりました。



この様な変化があった当連結会計年度の経営環境は、高インフレ状態が継続する中で米国政策動向等の影響もあり、景気の先行きは不透明感を増しながら推移しました。当連結会計年度の業績につきましては、アレグロが連結対象から除外されたことから、連結売上高は1,216億19百万円と、前連結会計年度比1,136億1百万円（48.3%）減少いたしました。損益面につきましては、サンケンコアでの改善があったものの、アレグロでの収益環境の影響を受け、連結営業損失37億88百万円（前連結会計年度 連結営業利益195億39百万円）、連結経常損失142億76百万円（前連結会計年度 連結経常利益182億46百万円）を計上する結果となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、アレグロ株式の一部を売却したことにより、509億34百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失81億12百万円）となりました。

なお、当社はアレグロ株式の一部売却で得られた資金より、株主還元策として、2024年12月より自己株式の取得（上限株数600万株、上限金額300億円）を実施しております。

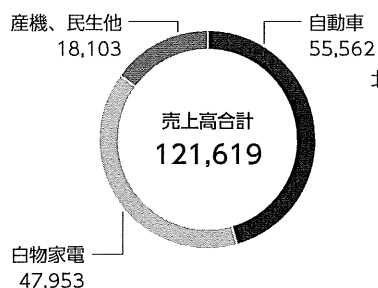
事業内容

パワーモジュール（I P M、モータドライバ I C 等）

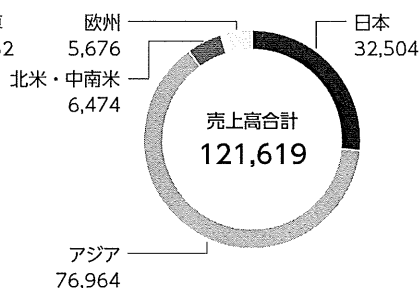
パワーデバイス（車載 I C、電源 I C、デジタル I C、ディスクリート、LED 等）他

当連結会計年度における市場別、地域別、製品別売上高

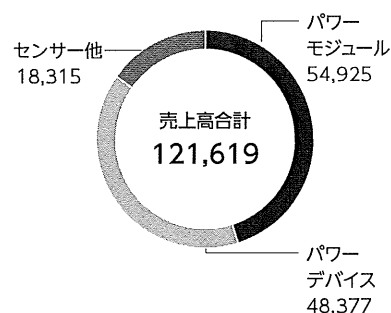
■ 市場別売上高 (百万円)



■ 地域別売上高 (百万円)



■ 製品別売上高 (百万円)



3. 対処すべき課題

24中計においては、震災からの立て直し期間と定めた2025年3月期を経て、今後の3ヶ年を本格的な成長実現フェーズと位置付けています。24中計期間中にサンケンコアとして最優先に取り組むべき課題を収益性改善と定め、そのために、新製品売上高比率向上の継続や既存製品の適正売価条件の獲得に加え、徹底した原価改善に取り組むことで実現してまいり所存です。こうした中、世界経済は、地政学リスクの高まりや米政権による相互関税等の動向により、不透明な状況が継続することが見込まれます。また、中国の景気停滞が白物市場に及ぼす影響も懸念され、産機市場では投資抑制による調整の継続が見込まれます。これら予測が非常に難しい環境に対して、上記に加えたさらなる利益改善施策を追加してまいります。

こうした目標実現に向け、業務執行における責任区分と役割の明確化のため、当社では今年度よりC×O体制（チーフオフィサー制）を導入いたしました。CEOは最高経営責任者として、経営に関する全責任を負い最終経営判断を下す役割を担い、CEOが策定した経営戦略の実行についてはCOO（最高執行責任者）が責任を負い、財務戦略の立案と実行についてはCFO（最高財務責任者）が責任を負うこととし、多様な経営課題への対応や戦略の実現を、迅速かつ的確に進めてまいり所存です。また、DX戦略とESG経営の推進による企業価値向上にも努めてまいります。

なお、当社は独自の窒化ガリウム（以下、「GaN」）エピタキシャル技術を保有する株式会社パウデックの全株式取得を決定し、2025年4月1日付で同社を子会社としました。同社とのシナジー効果により技術力を向上させ、当社が今後拡大を狙うGaNパワーデバイス市場における競争優位性を高めてまいります。この着実な実現を目指し、本年10月1日付でのパウデック社吸収合併を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

4. 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資本金 または 出資金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容	事業所 名称	所 在 地
(子会社)					
石川サンケン株式会社	95 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造	本社・堀松工場	石川県羽咋郡志賀町
				志賀工場	石川県羽咋郡志賀町
				能登工場	石川県鳳珠郡能登町
山形サンケン株式会社	100 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造	本社	山形県東根市
福島サンケン株式会社	50 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造 ・ 販 売	本社	福島県二本松市
新潟サンケン株式会社	95 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造	本社	新潟県小千谷市
大連三壘電気有限公司	136 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造	本社	中国遼寧省
(持分法適用関連会社)					
アレグロ マイクロシステムズ インク	1,843 千ドル	32.4	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州

- (注) 1. 当連結会計年度において、連結子会社であったアレグロ マイクロシステムズ インク（以下「アレグロ」）は公募増資を行うとともに、当社は保有するアレグロ普通株式の一部を売却しました。これに伴い、アレグロを当社の連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。
2. 当連結会計年度において、連結子会社であったポーラー セミコンダクター エルエルシー（以下「PSL」）は第三者割当増資を実施したことにより、当社からPSLへの出資形態が直接出資からリミテッド・パートナーシップを通じた間接出資に切り替わりました。この結果、PSLを当社の連結子会社から除外しました。
3. 当事業年度末において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

5. 主要な事業所

■ 当社

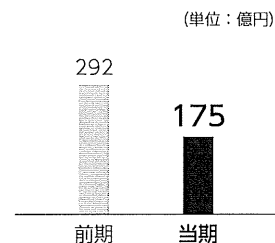
事業所名称	所 在 地	事業所名称	所 在 地
本 社	埼玉県新座市	東京事務所	東京都豊島区
大阪支店	大阪府大阪市	名古屋営業所	愛知県名古屋市

■ 子会社

「4. 重要な子会社及び関連会社の状況」をご参照下さい。

6. 設備投資等の状況

当連結会計年度、連結子会社であったアレグロ マイクロシステムズ インク及びポーラー セミコンダクター エルエルシーを連結の範囲から除外したことから、設備投資額は175億82百万円となり、前期比116億69百万円の減少となりました。当連結会計年度における設備投資の主な内容は、半導体デバイス製品の開発及び生産増強等を目的とした投資であります。



7. 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金につきましては、自己資金及び借入金等により充当し、増資または社債発行等による特段の資金調達は行っておりません。

8. 従業員の状況

連結従業員数	前連結会計年度末比増減
3,312 名	△ 5,222 名

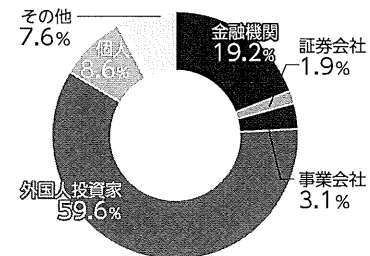
- (注) 1. 当連結会計年度、アレグロ マイクロシステムズ インク及びポーラー セミコンダクター エルエルシーが連結の範囲から除外された結果、連結従業員数は前連結会計年度末と比べ大幅に減少しております。
2. 個別従業員数は881名であり、主に連結子会社からの出向受入により前期比71名増加しております。

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	15,000 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	14,000 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,480 百万円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	3,152 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,000 百万円

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 51,400,000株
2. 発行済株式の総数 25,098,060株
(自己株式 1,886,896株を含む)
3. 株主数 7,334名
4. 大株主



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
ゴールドマン サックス インターナショナル	2,406 千株	10.36 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,025 千株	8.72 %
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,000 千株	4.30 %
エムエルアイ フォー セグリゲートイツド ピービー クライアント	1,000 千株	4.30 %
イーシーエム エムエフ	972 千株	4.18 %
株式会社埼玉りそな銀行	934 千株	4.02 %
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	930 千株	4.01 %
サンテラ (ケイマン) リミテッド アズ トラスティ オブ イーシーエム マスター ファンド	905 千株	3.90 %
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラル ノントリーティーピービー	890 千株	3.83 %
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	778 千株	3.35 %

- (注) 1. 当社は自己株式を1,886,896株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式の内、72,500株 (役員向け及び従業員向け株式交付信託分) は含めておりません。
3. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度における該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2025年3月31日時点）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 広	
取 締 役	川 嶋 勝 巳	常務執行役員 コーポレートデザイン本部長
取 締 役	宇 津 野 瑞 木	上級執行役員 事業推進本部長
取締役 	藤 田 則 春	藤田則春公認会計士事務所 代表 公認会計士
取締役 	山 田 隆 基	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド副社長
取締役 	平 野 秀 樹	
取締役 	生 越 由 美	東京理科大学専門職大学院(MOT)教授 株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ社外取締役
取締役 	菅 原 万 里 子	大原法律事務所 弁護士
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	加 藤 康 久	
取締役 監査等委員 	南 敦	南法律特許事務所 パートナー 弁護士、弁理士
取締役 監査等委員 	森 谷 由 美 子	

- (注) 1. 2024年6月21日開催の第107回定時株主総会において、菅原万里子氏は監査等委員でない取締役新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役 藤田則春、山田隆基、平野秀樹、生越由美、菅原万里子、南 敦及び森谷由美子の各氏は社外取締役であります。当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として社外取締役全員を指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査等委員でない取締役からの情報収集、重要な社内会議への出席及び内部監査部門との十分な連携等を可能とするため、当社は、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役 藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、また、取締役 平野秀樹氏及び監査等委員である取締役 森谷由美子氏は、長年の金融機関での勤務経験を有しております。これらのことから、各氏はそれぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 吉田智、李明濬及び佐貫葉子の各氏は、2024年6月21日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 2025年3月31日時点における執行役員（取締役兼任者を除く）の状況は次の通りであります。

地 位	氏 名	主な担当等
専務執行役員	吉 田 智	サプライチェーンマネジメント本部長
常務執行役員	李 明 濬	戦略事業本部長
上級執行役員	福 田 光 伸	技術開発本部長
上級執行役員	赤 石 和 夫	ものづくり本部長
上級執行役員	原 田 裕 介	ものづくり本部副本部長 兼 素子量産統括部長
執行役員	野 口 敏 雄	ものづくり本部副本部長
執行役員	荘 裕 信	技術開発本部副本部長 兼 パワーデバイス開発統括部長
執行役員	丸 尾 博 一	コーポレートデザイン本部経営企画室長
執行役員	幡 野 耕治郎	コーポレートデザイン本部米国市場調査室長 兼 出向 サンケンエレクトリック ユーエスエー インク
執行役員	鈴 木 充 博	コーポレートデザイン本部内部監査室長 兼 リスク管理部長
執行役員	水 野 博 文	事業推進本部DX推進統括部長

2. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び一部子会社における取締役及び執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

4. 取締役の報酬等

■ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、役員報酬制度（業務執行役員を対象とする報酬制度）をコーポレートガバナンスにおける重要事項と認識し、以下を基本的な考え方としております。

- 優秀な人材の確保に資すること
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること
- 当社の企業価値向上と持続的成長に向けた動機付けとなること
- 報酬決定の手続きに透明性と客観性が担保されていること

■ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			
		基本報酬	短期 インセンティブ	長期 インセンティブ (株式報酬)	
取締役（監査等委員を除く）	11名	210	150	41	17
うち社外取締役	6名	60	60	－	－
取締役（監査等委員）	3名	48	48	－	－
うち社外取締役	2名	24	24	－	－

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬と短期インセンティブの合計額は、第106回定時株主総会の決議による報酬限度額である年額5億円以内（うち社外取締役は2億円以内）であり、また、監査等委員である取締役の報酬額は同総会決議による報酬限度額である年額80百万円以内です。
2. 短期インセンティブは、(注)1に記載の株主総会決議に基づき、取締役会決議により支払う予定の当事業年度に係る短期インセンティブの額を記載しております。
3. 長期インセンティブ（株式報酬）は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の支給人数及び報酬等の額には、第107回定時株主総会終結時に退任した取締役3名（うち社外取締役1名）分を含んでおります。
5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 役員報酬制度の概要

当社は、上記の役員報酬制度の基本的な考え方にに基づき、また、社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会での審議結果を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を取締役会において決定しており、その概要は以下の通りであります。

- 当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。以下同じ。）報酬は、役位・役割に応じて決定され、月毎に支給される基本報酬と、業績の達成度によって変動する業績連動報酬により構成されます。さらに、業績連動報酬は、短期業績に基づき変動し、事業年度毎に支給される短期インセンティブ、及び中長期の業績に基づき変動し、原則退任時に当社株式が交付される長期インセンティブとしての株式報酬（株式交付信託型）に展開される仕組みとします。
- 取締役の報酬水準の設定については、各役位に対して総報酬の基準額を定めており、市場競争力を担保するため、国内の大手企業が参加する報酬調査結果をベンチマークとし、毎年、基準額の水準の妥当性を検証することとします。また、業績連動報酬における業績指標及び比率については、上記の基本的な考え方及び報酬委員会での審議結果に基づき設定することとし、当事業年度における業績連動報酬の比率は、業績目標達成時に概ね40%となるよう設計しております。
- 社外取締役（監査等委員を除く。）に対する報酬は、その職務の性格から業績との連動を排除し基本報酬のみとし、また、監査等委員である取締役に対する報酬につきましても、監査という職務の性格から業績との連動を排除し、基本報酬のみを監査等委員会での協議により支給することとしております。

固定部分	変動部分	
基本報酬 60%	業績連動報酬 40%	
	短期インセンティブ 27%	長期インセンティブ (株式報酬) 13%

- 短期インセンティブについては、単年度の業績目標への達成意欲をさらに高めることを目的として、単年度の業績指標に応じて、原則として標準支給額に対し0～150%の範囲で変動します。業績連動指標は、報酬委員会における審議を通じ、重要な業績目標である「連結営業利益」等を設定しているほか、個人別に期待する役割に応じて個別の指標も設定しております。なお、当年度の短期インセンティブの主要な指標となる連結営業利益につきましては、アレグロ マイクロシステムズ インク及びポーラー セミコンダクター エルエルシー（以下、「米国事業」）を連結対象から除外すること等から、業績予想を未定としておりましたが、2024年11月に連結営業損失56億円を業績予想として公表しました。その後、サンケンコアにおいては、為替レートが想定よりも円安方向で推移し、外貨建の売上高が増加したことによる利益の押し上げ効果に加え、石川サンケン株式会社志賀工場の閉鎖決定に伴う製品作り込みによる稼働率上昇により、実績値は連結営業損失37億円に改善しましたが、米国事業の連結期間中の損失を

黒字化するまでには至りませんでした。本来は、連結営業利益に準じた短期インセンティブの業績指標とすべきところ、当年度の特殊事情を踏まえ、サンケンコア営業利益も主要な指標としております。

	目標値	実績値
連 結 営 業 利 益	△ 56億円	△ 37億円
サンケンコア営業利益	4 億円	20億円

- 長期インセンティブについては、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画（以下「中計」といいます。）における業績目標及び構造改革の達成等に向けた意欲を高めることを目的として株式報酬制度を導入しております。役位及び中計期間での業績指標に応じ、原則として標準支給額に対し0～150%の範囲で変動します。業績連動指標は、報酬委員会での審議を通じ、中長期的な事業の収益力向上を重視し、「連結営業利益」及び「連結ROE」を設定しております。また、適切な株主還元を含めた株主価値向上へのコミットメントを示すことを目的に「相対TSR」（電気機器TOPIXとの相対評価）を業績連動指標に設定するとともに、ESG経営強化を目的に「ESG項目」を設定しております。

■ 役員報酬の株主総会決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、2023年6月23日開催の第106回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、現行の制度に改定しました。

金銭報酬については、取締役（監査等委員を除く。）の報酬総額として、1事業年度当たり年額5億円以内（うち社外取締役2億円以内）の報酬枠を設け、また、監査等委員である取締役の報酬総額として、1事業年度当たり80百万円以内の報酬枠を設けております。

上記の金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）を対象とする長期インセンティブとして、同株主総会において業績連動型株式報酬制度を導入し、1事業年度当たり90百万円以内の株式報酬枠を設けております。当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり90,000ポイントが上限となります（1ポイントは当社株式1株に相当）。なお、第106回定時株主総会終結時点における取締役（監査等委員を除く。）の人数は10名（うち社外取締役は5名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）でした。

■ 1 事業年度当たりの上限報酬枠

取締役（監査等委員を除く。）			監査等委員である 取締役
うち社外取締役			
金銭報酬	500百万円以内		80百万円以内
	200百万円以内		
株式報酬 (信託に拠出する信託金の上限金額)	90百万円以内		(対象外)
株式報酬 (取締役等に付与されるポイント数の上限)	90,000ポイント以内		

■ 報酬委員会の活動内容

上記の基本的な考え方に基づき、取締役会の意思決定に関わるプロセスの透明性確保と、コーポレートガバナンスの充実に目的に、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社外取締役が委員長を務め、また、委員の過半数を社外取締役としており、当事業年度は4回開催いたしました。

報酬委員会では、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役及び執行役員の報酬制度の在り方、個人別の報酬等を審議の上、その協議結果について取締役会に答申することとしております。

当事業年度における主な審議内容は、業績連動報酬に係るレビュー、指標の見直しに関する審議、企業価値向上に向けた役員報酬における課題や検討項目の意見交換を行い、役員報酬額について取締役会への答申内容を決定いたしました。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、他社の状況等を参考に設定された役職ごとの基準額や実績・会社への貢献度などを踏まえ、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会における審議を経た後に、同委員会からの答申内容を最大限尊重した上で、取締役会決議を以て、取締役会から委任を受けた取締役会長（取締役会長不在の場合は取締役社長）が決定することとしております。

この方針に基づき、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会での審議により、報酬委員会からの答申結果の通りとし、定時株主総会後の新経営体制における機動的な報酬額決定を可能とするため、取締役会から代表取締役社長である高橋広に委任しております。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、基本報酬については役位・役割に応じた支給基準に従っており、業績連動報酬については設定された指標の達成度に基づき決定されております。これらにつきましては、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会での審議を経ていることから、上記の報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

■ 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は以下の通りであります。各兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき関係はございません。

氏 名	重 要 な 兼 職 先
社外取締役 藤 田 則 春	藤田則春公認会計士事務所 代表
社外取締役 山 田 隆 基	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド 副社長
社外取締役 生 越 由 美	東京理科大学専門職大学院(MOT) 教授 株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ社外取締役
社外取締役 菅 原 万 里 子	大原法律事務所 弁護士
社外取締役（監査等委員） 南 敦 敦	南法律特許事務所 パートナー

■ 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 藤 田 則 春	藤田則春氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見と、豊富な国際経験に基づく発言を行っており、また、指名委員会の委員として委員会の運営に貢献しております。
社外取締役 山 田 隆 基	山田隆基氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に半導体メーカーにおける企業経営の経験及び豊富な海外ビジネス経験に基づく発言を行っており、また、指名委員会及び報酬委員会の委員として両委員会の運営に貢献しております。
社外取締役 平 野 秀 樹	平野秀樹氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、過去の銀行勤務経験に基づく財務及び会計に関する高度な知見と他社での経営者としての経験に基づく発言を行っており、また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として両委員会の運営に貢献しております。
社外取締役 生 越 由 美	生越由美氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、知的財産分野における長年の経験と東京理科大学専門職大学院の技術経営専攻の専任教授としての経験に基づく発言を行っており、また、報酬委員会の委員として委員会の運営に貢献しております。
社外取締役 菅 原 万 里 子	菅原万里子氏は、2024年6月21日開催の第107回定時株主総会において新たに取締役に選任され、以降、当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、主に法律専門家としての専門的見地と豊富な知識・経験に基づく発言を行っており、また、報酬委員会の委員として委員会の運営に貢献しております。

氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役（監査等委員） 南 敦	南敦氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に法律専門家としての専門的見地と豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会16回のすべてに出席し、上記の知識・経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役（監査等委員） 森 谷 由 美 子	森谷由美子氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、過去の銀行勤務経験による財務及び会計に関する高度な知見と管理領域及び営業現場に関する経験に加え、他社での経営者経験に基づく発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会16回のすべてに出席し、上記の知識・経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

■ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

藤田則春氏

- ・日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務めるなど、豊富な国際経験も有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を行っております。なお、藤田氏は当社の会計監査人である監査法人に属しておりましたが、当社の会計監査に直接的に関与することはなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするJBSグローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に10年以上が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視しております。更には、取締役会以外の場で定期的に開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献しております。

山田隆基氏

- ・半導体メーカーにおいて長年の勤務経験・経営経験を有しており、半導体業界及び事業内容に通じております。これまでの海外ビジネス経験を活かして異業種メーカーにおいて大型プロジェクトを主導した経験を有し、現在も海外企業において新規ビジネス開拓等に活躍するなど、多様な経験と豊富なネットワークを有しております。こうした経験・知見から、当社グループが半導体メーカーとして事業を推進して行く中で、有益な助言・提言を行っております。また、取締役会以外の場で定期的に開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献しております。

平野秀樹氏

- ・過去の銀行勤務経験による財務及び会計に関する高度な知見と他社での経営者経験を有しております。2019年より当社の社外監査役に就任されており、当社ビジネスに関する理解を有しており、これらの経験に基づき経営者目線での有益な助言・提言を行っております。また、平野氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長に就任しており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保に貢献しております。更には、取締役会以外の場で定期的に行われる、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献しております。

生越由美氏

- ・東京理科大学専門職大学院での技術経営専攻の専任教授としての経験に基づき、当社の技術経営の観点で、有益な助言・提言を行っており、知的財産分野における学術的活動を通して得られた知見から、当社の知財戦略の観点においても有益な助言・提言を行っております。また、女性活躍等のダイバーシティの観点においても、有益な助言・提言を行っております。更には、取締役会以外の場で定期的に行われる、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献しております。

菅原万里子氏

- ・弁護士として、これまで企業法務や多種多様な業種でのM&Aに携わるなど、豊富な知識と経験を有しており、法務リスクやコンプライアンスの領域において、幅広く有益な助言・提言を行っております。また、女性活躍等のダイバーシティの観点においても、有益な助言・提言を行っております。更には、取締役会以外の場で定期的に行われる、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献しております。

南敦氏

- ・弁護士及び弁理士としての専門的な知識・経験を有しており、法律専門家として客観的な視点から、監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保、並びに監査の実効性確保において寄与しております。また、取締役会以外の場で定期的に行われる、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献しております。

森谷由美子氏

- ・長年にわたる銀行での勤務経験から、財務・会計に関する高い知見、管理領域及び営業現場に関する経験・知見を有し、同行での常勤監査役としての経験も有しております。また、他の上場企業での社外取締役としての経験もあり、経営に関する豊富な知見を有しております。こうした経験・知見から、監査等委員である社外取締役として、客観的な視点で、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性の確保、並びに監査の実効性確保において寄与しております。また、女性活躍等のダイバーシティの観点においても、有益な助言・提言を行っております。更には、取締役会以外の場で定期的に行われる、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献しております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	108 百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、2024年9月30日を基準日とする臨時決算を行いました。この臨時決算に係る会計監査人の監査報酬は30百万円であり、上記①の報酬等の額に含めて記載しております。
3. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。
4. 一部子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
5. 上記表に記載した金額のほか、前事業年度に係る追加監査報酬として、1百万円を当事業年度において会計監査人に支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、必要に応じて監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

■ 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。
- 2) 「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役職員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守徹底を図る。
- 3) 内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査するとともに、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。
- 4) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。
- 5) 反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶する。

■ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。

■ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。
- 2) リスク管理部門は、経営全般に関わる各種リスクの収集・分析を行い、その内容を経営層に報告するとともに、対応策を提案し改善を図る。内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に報告する。

■ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。
- 2) 経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。
- 3) 「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。

■ 当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。
- 2) 「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。
- 3) グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。

■ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

- 1) 監査等委員会事務局等の事務については法務部門のスタッフがこれを補助する。
- 2) 監査等委員会から求めがあった場合、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。
- 3) 当該専任スタッフは、監査等委員会の指示に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保する。

■ 監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 常勤監査等委員は、経営会議に出席するほか主要な文書を閲覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査等委員会に報告する。
- 2) 代表取締役その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査等委員会と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。
- 3) 役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査等委員会にその内容を報告する。
- 4) 内部監査部門は、内部監査の結果及び内部通報制度の運用状況と通報内容を監査等委員会に報告する。
- 5) 内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

■ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査等委員がその職務を執行する上で生じる費用または債務について、監査等委員から前払いまたは償還等の請求があったときは、当該費用または債務が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

■ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は監査等の基準、計画及び方針を定め、各監査等委員は自己の専門性、経験を踏まえたくうで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。
- 2) 内部監査部門は、監査計画について代表取締役及び監査等委員会の承認を得るとともに、監査結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、内部監査部門は、内部監査の状況を監査等委員会に報告する。
- 3) 内部監査部門は、内部監査に関して監査等委員会から指示あるときはこれに従うこととし、監査等委員会と代表取締役の指示に齟齬がある場合は、監査等委員会の指示を優先するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

■ コンプライアンスに対する取組みの状況

内部監査部門がテーマを定め当社の内部監査を実施しており、グループ企業につきましても、定期的に管理体制全般についての内部監査を実施しております。これら内部監査の計画・進捗・結果について、定期的に監査等委員会に報告しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）につきましても、内部監査部門内のJ-SOX担当が、全社的な見直しと改善を継続的に行い、財務情報の信頼性確保に努めております。また、当社のコンプライアンスの基本マニュアルである「サンケンコンダクトガイドライン」の内容について、定期的に教育研修を実施しコンプライアンス意識の浸透を図っております。また、内部通報制度を整備・運用しており、その運用状況と通報内容について、社長及び監査等委員会に報告しております。

反社会的勢力への対応につきましては、役員及び従業員が常に注意を払うとともに、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を実施し、継続的に協力体制を整備しております。

■ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当事業年度、危機管理委員会を2回開催し、リスクの把握・分析・対応に努めてまいりました。具体的には、災害を想定した訓練の実施、従業員の安否確認方法や備蓄品の見直し、災害対策マニュアルの改定、感染症予防対応などを行ったほか、子会社所在地での豪雨災害による被災影響の分析及び対応を行ってまいりました。

内部監査及び内部通報制度につきましては、その運用を通じ、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生を把握した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合には、監査等委員会にその内容を報告するほか、個別に勧告・是正を行うこととしております。また、全社的に想定されるリスクの抽出・可視化を行ったほか、重大リスク事案を経営に速やかに報告する制度を構築いたしました。

■ 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、概ね年間9回開催しており、会社の重要な業務執行について審議を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する機能を有しております。その構成は、取締役11名のうち7名が独立社外取締役であり、独立社外取締役が過半数となるよう構成されております。取締役のうち監査等委員である取締役は3名（うち2名が社外取締役）であります。また、当社は執行役員制度を採用しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応しうる体制を敷いております。当事業年度末時点で、執行役員は13名（内2名は取締役が兼務）となっております。

当事業年度、取締役会は臨時開催を含め11回開催され、重要な議題については必要に応じて提案の背景、目的、その内容等につき社外取締役に対する事前説明を行いました。このほか、重要なテーマについて社外取締役とのディスカッションを目的とする会議を取締役会以外の場で定期的実施しております。

■ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ各社に当社の役職員を派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営を推進しております。また、グループ各社と当社担当部門との間で事前に協議すべき事項等を規定し運用しております。

■ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取組みの状況

当事業年度、監査等委員会は16回開催され、監査方針、監査基準、監査計画を定めるほか、内部監査規程の制改定及び内部監査部門の監査計画の事前承認を行うこととしており、内部監査部門と連携の上、当社各部門及びグループ会社への往査、当社の業務や財産状況の調査及び内部統制システムの活用等により、取締役の職務執行の適法性や妥当性に関する監査を行っております。また、監査等委員会には内部監査部門長が出席し、報告及び情報提供を行っております。

6 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスやパッケージングプロセスなどの半導体デバイスの製造技術、また、回路設計やモジュール化技術を駆使した製品開発など、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。

また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。このような場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様に適切にご判断頂くため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております（以下「基本方針」といいます。）。

2. 基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み

当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として中期経営計画を策定しており、その実現に向け、グループを挙げて取組んでおります。

また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めております。

コーポレートガバナンス体制の強化としては、監査等委員会設置会社への移行と独立社外取締役の過半数選任により、モニタリングボードとしての取締役会の機能を強化するとともに、CxO体制の導入により業務執行における責任区分と役割を明確化し、また、執行役員制度による機動的な業務執行の実現を通してマネジメント機能の強化を推進しております。

当社取締役会は、これら取組みが当社の中長期的な企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なう様な大規模買付行為の可能性を低減させるものと考えております。従いまして、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	158,141	88,095
現金及び預金	46,140	11,007
電子記録債権	3,324	1,895
売掛金	16,773	13,273
金銭の信託	10,000	—
商品及び製品	10,732	6,548
仕掛品	4,278	354
原材料及び貯蔵品	1,686	1,782
前払費用	564	537
短期貸付金	15,195	11,188
未収入金	51,440	42,391
その他	341	380
貸倒引当金	△2,335	△1,265
固定資産	35,999	38,907
有形固定資産	6,380	6,900
建物	5,277	5,481
構築物	121	174
機械装置	551	562
車輛運搬具	0	0
工具器具備品	360	381
土地	46	135
リース資産	14	10
建設仮勘定	8	153
無形固定資産	170	593
ソフトウェア	170	593
投資その他の資産	29,447	31,413
投資有価証券	15,631	3,028
関係会社株式	8,229	10,479
その他の関係会社有価証券	—	4,656
長期貸付金	6,964	14,286
前払年金費用	4,275	3,615
その他	423	426
貸倒引当金	△6,076	△5,079
資産合計	194,140	127,002

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	45,574	55,384
電子記録債務	3,545	3,060
買掛金	4,694	6,035
短期借入金	9,000	21,162
1年内返済予定の長期借入金	10,000	10,000
1年内償還予定の社債	5,000	—
コマーシャル・ペーパー	1,000	9,000
未払金	7,913	2,098
未払費用	2,625	2,381
未払法人税等	828	69
契約負債	25	31
預り金	49	88
業績連動報酬引当金	174	58
その他	718	1,399
固定負債	52,482	48,566
社債	10,000	15,000
長期借入金	22,000	32,000
繰延税金負債	836	1,046
株式報酬引当金	248	121
関係会社事業損失引当金	—	43
長期未払金	18,900	—
その他	496	354
負債合計	98,057	103,950
(純資産の部)		
株主資本	95,396	22,551
資本金	20,896	20,896
資本剰余金	10,205	10,207
資本準備金	5,225	5,225
その他資本剰余金	4,980	4,982
利益剰余金	75,074	△4,270
その他利益剰余金	75,074	△4,270
固定資産圧縮積立金	22	25
繰越利益剰余金	75,052	△4,295
自己株式	△10,781	△4,282
評価・換算差額等	686	499
その他有価証券評価差額金	686	499
純資産合計	96,083	23,051
負債純資産合計	194,140	127,002

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前期 (ご参考)
売上高	83,024	72,945
売上原価	76,649	76,310
売上総利益又は売上総損失 (△)	6,374	△3,364
販売費及び一般管理費	10,387	9,298
営業損失 (△)	△4,013	△12,663
営業外収益	3,777	2,589
受取利息	1,501	849
受取配当金	2,135	1,484
雑収入	139	255
営業外費用	9,798	6,217
支払利息	720	766
為替差損	5,518	988
関係会社貸倒引当金繰入額	2,075	4,040
投資事業組合運用損	1,305	18
雑損失	178	404
経常損失 (△)	△10,034	△16,291
特別利益	131,470	—
固定資産売却益	1,604	—
関係会社株式売却益	129,102	—
事業分離における移転利益	763	—
特別損失	40,652	2,522
固定資産処分損	0	1
事業整理損	82	—
減損損失	546	436
関係会社株式評価損	—	648
関係会社事業損失引当金繰入額	—	43
災害による損失	14	1,392
事業再編損	40,008	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	80,783	△18,814
法人税、住民税及び事業税	1,743	141
法人税等調整額	△304	79
当期純利益又は当期純損失 (△)	79,345	△19,034

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	その他利益剰余金					
				固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	20,896	5,225	4,982	25	△4,295	△4,282	22,551	499	23,051
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					－		－		－
当 期 純 利 益					79,345		79,345		79,345
自己株式の取得						△6,506	△6,506		△6,506
自己株式の処分			△1			8	6		6
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△2	2		－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－	187	187
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△1	△2	79,347	△6,498	72,844	187	73,031
当 期 末 残 高	20,896	5,225	4,980	22	75,052	△10,781	95,396	686	96,083

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
- 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
其他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り組む方法によっております。
- (2) デリバティブ取引
- 時価法
- (3) 棚卸資産
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法
- (2) 無形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定率法により費用処理しております。

(3) 業績連動報酬引当金

取締役及び執行役員等への業績連動報酬の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に半導体製品の製造販売を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。

当社は、以下の時点で、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

- ・国内販売においては、顧客に製品が到着した時点
- ・輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点
- ・預託販売においては、当社が預託倉庫に納入した製品を、顧客が引き出して検収した時点

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き、割引及び返品等を加味した価格を控除した金額で測定しております。これらの変動対価については、過去実績及び見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課せられる原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することとしております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「投資事業組合運用損」は18百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額 16,697 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原則として、取得原価をもって貸借対照表価額とし、当事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超える棚卸資産については、用途及び販売可能性による分類を行った上で、当該分類ごとに保有期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

当社では、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っていますが、これらの見積りの前提となる経済情勢の変化や販売計画の見直し、販売価格の急激な変化があった場合には、翌事業年度において追加で損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,390 百万円

2. 保証債務残高

他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

サンケン エレクトリック コリア株式会社	152 百万円
サンケン エレクトリック ヨーロッパ ジーエムビーエイチ	4 百万円
石川サンケン株式会社	1,400 百万円
山形サンケン株式会社	700 百万円
計	2,257 百万円

3. 為替予約の債務保証

他の会社の金融機関との為替予約取引に対し、債務保証を行っております。

サンケン エレクトリック (タイランド) カンパニーリミテッド	149 百万円
---------------------------------	---------

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権	49,407 百万円
(2) 短期金銭債務	2,517 百万円
(3) 長期金銭債権	6,964 百万円

5. 財務制限条項

当社の長期借入金10,000百万円について財務制限条項が付されており、当該条項の内容は次のとおりです。

- (1) 各年度の決算期末日時点における連結の貸借対照表上の純資産の部（資本の部）の金額を直近の期末決算数値比75%以上に維持すること。
- (2) 初回決算以降各年度の決算期における連結の損益計算書上の経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。

当事業年度にて、主に連結子会社であったAllegro MicroSystems, Inc.が持分法適用関連会社となったことに伴い、当事業年度末において上記(1)に抵触することとなりましたが、当該抵触を理由とする期限の利益喪失請求を行わないことについて金融機関より承諾を得ております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引による取引高

(1) 売上高	22,654 百万円
(2) 仕入高	81,772 百万円
(3) 原材料等支給高	49,288 百万円
(4) その他営業取引の取引高	1,052 百万円

2. 関係会社との営業取引以外の取引による取引高 2,523 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数	普通株式	1,959,396 株
-----------------------	------	-------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	繰越欠損金	13,422 百万円
	未払金	7,926 百万円
	関係会社株式評価損	5,747 百万円
	貸倒引当金	2,638 百万円
	棚卸資産評価損	929 百万円
	子会社株式売却	645 百万円
	有価証券評価損	581 百万円
	固定資産減損	360 百万円
	未払賞与	214 百万円
	その他	402 百万円
	繰延税金資産小計	32,870 百万円
	評価性引当額	△32,048 百万円
	繰延税金資産合計	821 百万円
(繰延税金負債)	前払年金費用	△1,333 百万円
	その他有価証券評価差額金	△313 百万円
	その他	△10 百万円
	繰延税金負債合計	△1,658 百万円
	繰延税金資産（負債）の純額	△836 百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	石川サンケン 株式会社	石川県羽咋 郡志賀町	95 百万円	半導体デ バイス	直接 所有 100%	役員 兼任 3名	当社の製 品製造、 資金の貸 付、債務 保証	半導体製品 の購入 原材料の有 償支給 資金の貸付 債務保証	38,010 9,180 40,767 1,400	買掛金 未収入金 貸付金 －	－ 3,636 10,689 －
	山形サンケン 株式会社	山形県東 根市	100 百万円	半導体デ バイス	直接 所有 100%	役員 兼任 3名	当社の製 品製造、 資金の貸 付、債務 保証	原材料の有 償支給 資金の貸付 債務保証	8,173 38,723 700	未収入金 貸付金 －	3,274 6,139 －
	福島サンケン 株式会社	福島県二本 松市	50 百万円	半導体デ バイス	直接 所有 100%	役員 兼任 3名	当社の製 品製造	半導体素子 及び製品の 購入 原材料の有 償支給	19,087 18,068	買掛金 未収入金	－ 16,353
	大連三壘電気有 限公司	中国遼寧省 大連市	136,197 千元	半導体デ バイス	直接 所有 100%	役員 兼任 1名	当社の製 品製造	半導体製品 の購入 原材料の有 償支給	13,383 6,020	買掛金 未収入金	1,141 2,627
	ピーティーサ ンケンインド ネシア	インドネ シア西ジ ャワ州ブ カシ	96,000 千米ドル	パワーシ ステム	直接 所有 100%	役員 兼任 2名	資金の 貸付	資金の貸付	1,385	貸付金	2,153
	サンケンエレク トリックホン コンパニー リミテッド	中国香港	1,000 千香港ドル	半導体デ バイス	直接 所有 100%	役員 兼任 －	当社の製 品の販売	製品の販売	9,551	売掛金	2,398
	サンケンエレク トリックコリア 株式会社	韓国ソウル 特別市	1,200 百万ウォン	半導体デ バイス	直接 所有 100%	役員 兼任 1名	当社の製 品販売、 債務保証	原材料の有 償支給 債務保証	7,682 152	未収入金 －	2,353 －

(注) 役員の兼任等につきましては、2025年3月31日現在で記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売及び購入につきましては、市場価格を参考に決定しております。
2. 原材料の有償支給につきましては、当社の予定原価に基づいて決定しております。
3. 資金の貸付及び借入につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 子会社への貸倒懸念債権等について、貸倒引当金繰入額（営業外費用）2,075百万円を計上しております。
5. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

収益認識に関する注記

連結注記表をご参照下さい。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,152円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3,301円76銭 |

重要な後発事象に関する注記

連結注記表をご参照下さい。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森田 祥 且

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 狭間 智 博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、実地調査を行いました。
- ② 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

サンケン電気株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加 藤 康 久 ㊞

監査等委員 南 敦 ㊞

監査等委員 森 谷 由美子 ㊞

(注) 監査等委員南敦及び森谷由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。